

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】販路拡大・海外展開

(P1~5)

- 平成 29 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業(個店連携モデル支援事業)」3 次募集の開始【NEW】…………… 経済産業局
- 海外での商談会やテスト輸出などの事業実施…………… 北海道
- 台湾における「北海道チャレンジショップ」への出品募集のご案内…………… 北海道
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内…………… 北海道
- 「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用…………… 北海道

【2】融資

(P6~12)

- 「北のふるさと事業承継ファンド」のご案内…………… 中小企業総合支援センター
- 北海道の中小企業者向け融資制度…………… 北海道
- 北海道の創業者向け融資制度…………… 北海道
- 短期資金のご案内(北海道の融資制度)…………… 北海道
- 北海道の融資制度における借換…………… 北海道
- さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室…………… 北海道
- 小規模企業者等設備貸与事業のご案内…………… 北海道

【3】雇用の確保

(P13~17)

- 人材開発支援助成金のご案内…………… 労働局
- 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)のご案内…………… 労働局
- キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内…………… 労働局
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】…………… 北海道
- 「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」のご案内について【更新】…………… 北海道

【4】人材育成

(P18~23)

- 9 月~10 月開講講座のご案内【更新】…………… 中小企業大学校旭川校
- 小規模事業者向けセミナー in 釧路のご案内【NEW】…………… 中小企業大学校旭川校
- 能力開発セミナー(9-11 月開講予定)のご案内【更新】…………… 北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設…………… 労働局・北海道他

【5】各種相談

- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【再掲】…………… 北海道
- さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室【再掲】…………… 北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設【再掲】…………… 労働局・北海道他

【6】イベント・セミナー

(P24~25)

- 「情報モラル啓発セミナー in 北海道」の開催【NEW】…………… 経済産業局
- 「日 EU・EPA 大枠合意についての概要説明会(鉱工業分野)」の開催【NEW】…………… 経済産業局

【7】その他

(P26~31)

- 「新・ダイバーシティ経営企業 100 選」及び「100 選プライム」(経済産業大臣表彰)の公募開始【NEW】…………… 経済産業局
- 平成 29 年度「夏季の省エネルギーの取組について」の決定…………… 経済産業局
- 平成 29 年度公共施設見学ツアーを催行する旅行会社の募集…………… 開発局
- 平成 29 年度「手づくり郷土(ふるさと)賞」の募集~締切迫る…………… 開発局
- 北海道コンベンション誘致促進助成金のご案内…………… 北海道
- 平成 29 年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の募集…………… 北海道

平成 29 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（個店連携モデル支援事業）」の
3 次募集を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（個店連携モデル支援事業）」について 3 次募集を開始しました。

◆事業概要

本事業では、商店街内で事業を営む複数の個店が連携して行う、販路開拓や新商品開発の取組を支援することで、商店街区内の個店同士の相乗効果が生み出す新しい事業の創出を促し、商店街の活性化につなげることを目的とします。

◆募集期間

平成 29 年 8 月 10 日(木)～9 月 22 日(金)(当日消印有効)

◆補助対象事業者

法人格を有する商店街組織等のある商店街区内で事業を営んでおり、かつ当該商店街組織に加入している中小企業者又は個人事業主 2 者以上で構成される個店グループ。

※法人格を有する商店街組織とは、商店街振興組合、事業協同組合などのことです。

※補助事業者となる個店のうち 1 者は、設立後 1 年以上経過していることが必要です。

◆補助対象事業

グループの構成員の店舗が営業を行っている商店街区内で実施する販路開拓や新商品開発の取組であって、実施することによりグループ構成員の店舗等の売上及び当該商店街等の歩行者通行量の増加が見込まれる事業。

【補助金額】上限額:補助事業者数×100 万円 下限額:30 万円 【補助率】1/2 以内

※ただし、補助事業者数が 5 者以上であっても、500 万円を上限とします。

◆募集要領等

募集要領等、事業の詳細については当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20170810/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎
経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室

TEL:011-709-2311(内線 2581)

FAX:011-709-2566

E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

海外での商談会やテスト輸出などを実施します

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やテスト輸出などを実施(外部委託)します。商談会・テスト輸出については、詳細が決まり次第ホームページなどで参加事業者の募集を開始しますが、ご興味のある方は、下記の受託事業者までお問い合わせください。

(ホームページ:<http://www.h-food.or.jp/>)

◆実施事業・主な事業内容

【道産食品販路拡大推進事業】

- ・海外現地アドバイザー(シンガポール、タイ)の配置
- ・道内アドバイザー(東アジア担当、北米・EU担当)の配置
- ・現地商談会の開催(タイ、シンガポール、香港、台湾)
※香港の商談会(9月開催)の募集は終了しました。

【新規市場食需要開拓推進事業(機能性食品・スイーツ)】

- ・現地商談会、テスト輸出の実施(タイ、シンガポール、香港、台湾)
※香港の商談会(9月開催)の募集は終了しました。
- ・道内普及啓発セミナーの開催

◆問い合わせ先

受託者:(一社)北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

(委託者:北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138(直通))

台湾における「北海道チャレンジショップ」への出品者募集のご案内

(北海道)

(一社)北海道貿易物産振興会では台湾における販路拡大や情報発信等の地域の取組を支援するため、道などの協力のもと台湾に「北海道チャレンジショップ」を3か月の期間限定で開設します。

期間中商品を入れ替えるなど、より多くの事業者様のマーケティング機会を増やすこととしておりますので、台湾市場への進出をお考えの皆様は、ぜひ「北海道チャレンジショップ」にご参加ください。

◆北海道チャレンジショップについて

- 1 期 間:2017年10月~12月
- 2 場 所:遠東百貨「Top City 台中大遠百」12階 特設会場
- 3 設置者:北海道貿易物産振興会
- 4 協 力:北海道、北海道国際ビジネスセンター

◆募集内容

- 1 対象商品:道内で製造・加工された食品、工芸品等
- 2 申込資格:
 - ア 道内に事務所又は事業所を有する企業及び個人事業主のうち道産品の製造・加工を行っている方
または自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方
 - イ 地方公共団体、商工・物産関連団体 など
- 3 取引条件等
 - ・テスト販売期間は1か月間です。
 - ・原則として売上仕入となります。(期間中、売れた「個数×道内卸価格」をお支払い)
- 4 その他
 - ・台湾市場を知る機会ともなりますので、現地販売への参加を歓迎します。
 - ・地域の物産・観光・文化などの発信の場としてもご活用ください。

◆申込締切

- 第1回:平成29年7月24日(月) 【終了】
第2回:平成29年8月28日(月)

◆申込み・問い合わせ先

(一社)北海道貿易物産振興会(海外推進部:田辺、村中、曾屋)
住所:札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター1階
電話:011-251-7976 FAX:011-251-0230
E-mail:tanabe@dousanhin.com

※ 詳細な募集条件等は次のホームページに掲載されておりますのでご覧ください。

http://www.dousanhin.com/news/news/#news_114

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 検索

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシー^ドo）」の活用について

（北海道）

道では、道産加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo）」を平成 25 年 4 月 1 日からスタートさせました。

ヘルシーDoは、消費者の健康志向の高まりを捉えた、道産食品の付加価値向上と販路拡大につながる制度です。企業の皆様には、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

《制度の概要》

- ◆認定要件 ・北海道で製造された加工食品であること
・加工食品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること
- ◆認定基準 ・加工食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために行われた「ヒトを被験者とした食の臨床試験」の結果に基づき論文（同分野の複数の専門家による査読付きの学术论文）が作成されていることなど
- ◆認定審査 ・論文等について、道が、懇談会を開催し、学識経験者の意見を聞いて審査
- ◆申請受付 ・年 2 回（5 月、11 月）
- ◆表 示 ・認定品は商品パッケージに以下を表示

＜認定文言＞

この商品に含まれる＜成分名＞については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

【認定マーク】



【ロゴマーク】



※ロゴマークの表示は任意

《累計認定数》

- ◆41 社 78 品目（平成 29 年 3 月現在）

《その他》

- ◆ヘルシーDo認定品は認定前と比較し約 30%売上額が増加しています。中には、3 倍、4 倍に増えた事例もあります。（道の平成 27 年度調査実施の結果）
- ◆道では、ヘルシーDo認定品を広く紹介するため、さまざまな取組を行っています。
 - ・ヘルシーDoのフェイスブックページがオープンしました！
 - ・ヘルシーDoフェア（平成 29 年度はこれまで、東急ハンズ、ル・トロワで開催。今後も順次開催。平成 28 年度は 3 月までに、「北海道どさんこプラザ札幌店」などで 8 回開催）
 - ・「健康博覧会 2017」（2 月 15 日～2 月 17 日、東京ビッグサイトで開催される国内最大級の健康関連の展示会）に『北海道ヘルシーDoゾーン』を展開し、認定企業とともにヘルシーDoをアピール など

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ
北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 TEL:011-204-5226

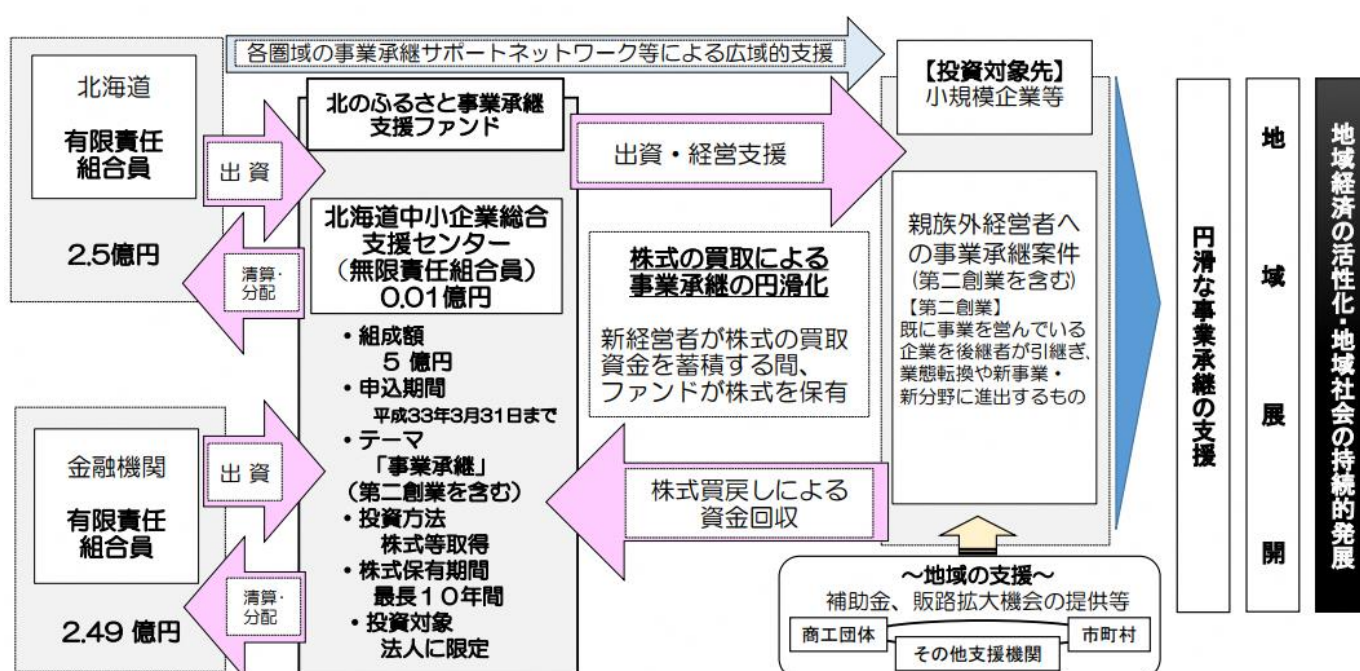
「北のふるさと事業承継ファンド」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

北海道、北洋銀行、北海道銀行、札幌信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合及び北海道中小企業総合支援センターは連携して、「北のふるさと事業承継支援ファンド」を設立しました。

◆設立の目的

「北のふるさと事業承継支援ファンド」は、地域の経済・雇用を支える小規模企業の事業活動の継続を図るため、官民連携による道内小規模企業への資金供給により、円滑な事業承継を支援します。



◆ファンド概要

名称	北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合
ファンド総額	5億円 (設立:平成 29 年 3 月 31 日)
運営者	(公財)北海道中小企業総合支援センター
出資者	北海道、北洋銀行、北海道銀行、札幌信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合、(公財)北海道中小企業総合支援センター
投資対象	親族外経営者への事業承継(第二創業を含む)を行う小規模企業(法人に限定)
投資内容	事業承継を行う事業者等からの株式の取得

＜北のふるさと事業承継ファンドホームページ＞

<http://www.hsc.or.jp/gaiyo/keiei/fund.htm>

◆問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 小規模企業支援G

TEL:011-232-2001

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけます。

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等	
		政 策 サポ-ト	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等		
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定 中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
		災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の 認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等
	防災・減災 貸付	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等	
	耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の創業者向け融資制度

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、これから道内で事業を開始したい方や、事業開始後5年未満である方などを支援するため、創業者向けの融資制度をご用意しています。ぜひご利用ください。

◎創業前でも申込みできます！

◎据置期間を最長2年まで設定できます！

◆制度概要

資金名	創業貸付	
融資対象	(1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内(産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業(以下「認定特定創業支援事業」という。)により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに事業を開始するあるいは2か月以内(認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (3)事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	3,000万円以内 かつ、融資対象(1)のうち信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 3年以内 年1.2% 5年以内 年1.4% 7年以内 年1.6% 10年以内 年1.8%	【変動金利】 年1.2% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによります。 ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業関連保証、支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については無担保無保証人(法人は原則代表者を保証人)とします。	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で
短期資金（融資期間 1 年以内）が使えます（北海道）**

北海道の融資制度（中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」）では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◎金融機関へ直接申し込むことができます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
	小口	
融資対象	従業員 20 人（商業・サービス業は 5 人、宿泊業及び娯楽業は 20 人）以下の小規模企業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 （小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）が 1,250 万円未満であるもの）
資金用途	事業資金（運転資金・設備資金）	
融資金額	5,000 万円以内	1,250 万円以内
融資期間	1 年以内（割賦又は一括償還の選択可） ※1 年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利：年 1.4%	
担保及び保証人	担保：無担保（小口は原則として無担保） 保証人：個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度で借換ができます

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えできます！

◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます！

- ・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】
- ・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】
- ・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】

※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

◆借換えに活用できる貸付制度

貸付名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
経営力強化貸付	経営改善計画の策定を行う方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.1~1.3 変動:1.1
再生支援貸付	北海道中小企業再生支援協議会などの支援により経営再建を図る方		10年(2年)以内	金融機関所定の利率
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定:1.2~1.8 変動:1.2
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		固定:1.1~1.3 変動:1.1
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方			
災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内		
一般貸付	中小企業者等の方	8,000万円以内	10年(1年)以内	固定:1.6~2.2 変動:1.6
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービスは5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年 (1年)以内	固定:1.4~2.0 変動:1.4
小口	小口零細企業保証の対象となる方	1,250万円以内		

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け
融資制度及び相談室のご案内

(北海道)

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止により、売上高の減少など経営に影響を受けている関連中小企業者等の方々は、次の融資制度をご利用いただけます。

また、原料となるさけ・ますの入手が困難になるなど、経営に影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談室を設置しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】	
融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項第2号に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」	
	「特定中小企業者」の認定にあたっては、本社所在地を管轄する市町村への申請が必要です。 また、認定基準は次のとおりです。 【認定基準】 次のいずれかに該当する中小企業者等で、さけ・ます流し網漁の禁止(平成28年1月1日)以降、1か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が過去3年間に於ける各年のいずれかの同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが過去3年間に於ける各年のいずれかの同期比10%以上であること。 (1)さけ・ます流し網漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方 (2)さけ・ます流し網漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方 (3)根室市に事業所を有する方(さけ・ます流し網漁業者との取引依存度は問いません)	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3%	《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆「ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連中小企業等経営・金融相談室」のご案内

<受付時間> 平日8時45分から17時30分まで(電話相談可)

<設置場所> 経済部地域経済局中小企業課 TEL:011-204-5346

釧路総合振興局商工労働観光課 TEL:0154-43-9182

根室振興局商工労働観光課 TEL:0153-24-5619

※上記融資制度のご案内等に関するお問い合わせも受け付けています。

小規模企業者等設備貸与事業のご案内

(北海道)

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、小規模企業者の方が創業及び経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターがその設備を購入し、申込みをされた方に割賦販売または、リースする公的制度を実施しております。

詳しくは、(公財)北海道中小企業総合支援センター(電話011-232-2404)へお尋ねください。

◆制度の概要

区 分	割 賦 販 売	リ ー ス
対 象 者	常時使用する従業員数が50人以下の小規模企業者等	
対 象 設 備	創業者の事業のために必要な設備及び小規模企業者等の経営革新に必要な設備として一定の要件を満たすもの。	
設 備 価 格	100万円～1億円	
割賦・リース期間	10年以内	3～10年
割賦損料率・ 月額リース料率	割賦損料率 年 1.8%～2.0%	リース期間：月額リース料率 3年：2.955% ～ 10年：0.998%

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu_lease.htm

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ(TEL 011-204-5345)

人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）のご案内（北海道労働局）

人材開発支援助成金は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練の段階的・体系的な実施や人材育成制度を導入し、労働者に適用させた事業主等に対して助成する制度です。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：【 】内は中小企業以外	
				生産性要件を満たす場合
訓練関連 特定訓練コース “労働生産性の向上等、訓練効果が高い内容について助成”	中小企業 中小企業以外 事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・一定の要件を満たす雇用型訓練（認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練）、若年労働者への訓練、熟練技能者による技能承継訓練等について助成	◎OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% 【※1】】 賃金助成：760(380)円	◎OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% 【※1】】 賃金助成：960(480)円
			◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円	◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円
一般訓練コース	中小企業 事業主団体等	特定訓練コース以外の訓練	◎OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円	◎OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円
制度導入関連 キャリア形成支援制度導入コース	中小企業	セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入し、実施した場合に助成	制度導入助成 47.5万円	制度導入助成 60万円
職業能力検定制度導入コース		技能検定合格報奨金制度、社内検定制度、業界検定制度〔※2〕を導入し、実施した場合に助成		

- ※備考 ・有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者は助成対象外となります。
 ・事業所毎の1年度内における助成上限額は1,000万円（一般訓練コースだけ活用する場合は500万円）
 ・特定訓練コースの助成対象訓練時間は10時間以上（一般コースは20時間以上）
 ※1 ・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野の場合
 ・若年雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック導入企業の場合
 ※2 ・業界検定制度の導入に係る助成対象は、事業主団体等（経費助成2/3）

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
 （雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9070

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）のご案内

（北海道労働局）

この助成金は、雇用機会が特に不足している地域において、事業所の設置・整備に伴い、ハローワーク等の紹介により地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に対し、一定の金額を助成する制度です。（平成 29 年4月1日改正）

<主な支給要件>

- ◆雇用機会が特に不足している地域等において、事業所の設置・整備を行い、それに伴って地域に居住する求職者等の雇い入れを行うことに関する計画書を労働局長に提出すること。
- ◆事業の用に供する施設や設備を計画期間内に設置・整備すること。
- ◆地域に居住する求職者等を計画期間内に常時雇用する雇用保険一般被保険者等としてハローワーク等の紹介により3人（創業の場合は2人）以上雇い入れること。
- ◆事業所における労働者（雇用保険の一般被保険者等）数の増加。

<支給額>

本コースは、事業所の設置・整備費用と増加した支給対象者の数に応じて下表の額が最大3回にわたって支給されます。

設備・整備費用	支給対象者の増加人数（ ）内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	48万円/60万円 (50万円)	76万円/96万円 (80万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円/72万円 (60万円)	95万円/120万円 (100万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円/108万円 (90万円)	143万円/180万円 (150万円)	285万円/360万円 (300万円)	570万円/720万円 (600万円)
5,000万円以上	114万円/144万円 (120万円)	190万円/240万円 (200万円)	380万円/480万円 (400万円)	760万円/960万円 (800万円)

※ 上表の額は左側が基本額、右側が生産性の向上が認められる場合の額、（ ）内は創業に該当する場合の支給額

※ 中小企業と認められる場合は、1回目の支給において支給額の1/2相当額が上乘せされます。また、創業と認められる場合は、さらに支給額の1/2相当額が上乘せされます。

- ◆以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。
- ◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係（雇用助成金さっぽろセンター6階）

TEL：011-788-2294

- ◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）のご案内（北海道労働局）

キャリアアップ助成金とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成 29 年4月1日改正）

賃金規定等改定コースとは、すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成するものです。

支給額

① すべての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

（単位：円）

対象労働者数	中小企業		大企業	
		生産性(※)		生産性(※)
1人～3人	95,000	120,000	71,250	90,000
4人～6人	190,000	240,000	142,500	180,000
7人～10人	285,000	360,000	190,000	240,000
11人～100人 1人当たり	28,500	36,000	19,000	24,000

② 一部の有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

（単位：円）

対象労働者数	中小企業		大企業	
		生産性(※)		生産性(※)
1人～3人	47,500	60,000	33,250	42,000
4人～6人	95,000	120,000	71,250	90,000
7人～10人	142,500	180,000	95,000	120,000
11人～100人 1人当たり	14,250	18,000	9,500	12,000

※ 生産性の向上が認められる場合の額。

- ◆1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は100人まで、申請回数は1年度1回のみ
- ◆中小企業において3%以上増額改定した場合に助成額を加算 <>内は生産性向上が認められる場合の額
 上記支給額の①すべての賃金規定等を改定した場合：1人当たり14,250円<18,000円>
 上記支給額の②一部の賃金規定等を改定した場合：1人当たり7,600円<9,600円>
- ◆さらに、賃金をいくら増額するか決定にあたり、「職務評価」を実施し、その結果を踏まえて賃金規定等を増額改定した場合に助成額を加算
 1事業所当たり中小企業190,000円<240,000円>、大企業142,500円<180,000円>
- ◆助成金を受けるためには、対象となる事業主、労働者などの定められた要件を満たす必要があります。
- ◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
 （雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9071
- ◆厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。是非、お気軽にご相談ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが**無料**で受けられます

■ 社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。

■ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で開催！

センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において開催する出張相談会もご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)

■ 「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき2回まで)

イベント情報(8～9月)

■ 「ミニセミナー」+「出張相談会又は座談会」

日 程	セミナーのテーマ	場 所
8/23(水) 【セミナー】 18:00～19:00 【相談会】 19:00～19:30	なぜ今働き方改革が必要なのか ～就業規則は会社を守る・今が見直しの時期～	釧路地方自動車整備事業協同組合 教育センター (釧路市鳥取大通 5 丁目 13-8)
8/29(火) 【セミナー】 14:00～16:30 【相談会】 16:30～	女性がいきいきと働ける職場作り ※経営力向上セミナー同時開催	帯広経済センタービル 6 階会議室 (帯広市西 3 条南 9 丁目 1-1)
9/4(月) 【セミナー】 13:30～14:30 【相談会】 14:30～15:00	働き方改革セミナー	ナップスホール (北見市北 2 条西 3 丁目 4)
9/26(火) 【セミナー】 10:30～11:30 【相談会】 11:30～12:00	働き方改革～女性やシニア層の活用・ 有効な雇用管理について～	アートホテル旭川(ローアン) (旭川市 7 条通 6 丁目)

(詳細は、センターまでお問い合わせください。なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。)

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのか知りたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのか知りたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

◆ ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールや FAX による相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内

TEL:0120-495-595(専用電話)

Email:hatarakikatasien@doginsoken.jp

FAX:011-206-1498

URL:<http://www.lilac.co.jp/hataraki>

午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します

【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターが対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)
場所:札幌市中央区北1条西2丁目2
北海道経済センタービル 9F
(北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)
TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351
利用料:無料

◆8・9月の事務所向けセミナー

・各種助成金のご案内

- | | | |
|----------------------------|-----------------|-------------|
| ①「キャリアアップ助成金」 | 9/ 5(火) | 14:00~16:00 |
| ②「人材開発支援助成金」(旧キャリア形成促進助成金) | 9/12(火) | 14:00~15:30 |
| ③「特定求職者雇用開発助成金」 | 8/22(火)、9/19(火) | 14:00~16:00 |
| ④「地域雇用開発助成金」 | 8/28(月)、9/25(月) | 14:00~15:30 |

*上記①、③は 90 分のセミナーの後、高齢・障害・求職者支援機構の職員から「65 歳超雇用推進助成金」の説明があります。

・雇用保険関係セミナー

- | | | |
|------------------|---------|-------------|
| ①「雇用保険事務手続きセミナー」 | 9/ 7(木) | 14:00~16:00 |
| ②「電子申請活用セミナー」 | 9/14(木) | 14:00~15:30 |
| ③「雇用継続給付セミナー」 | 9/29(金) | 14:00~16:00 |

*上記①、③は 90 分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。

★セミナー詳細、申込については以下の HP をご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/BSHW.htm>



北海道ビジネスサポート・ハローワーク



中小企業 大 学 校 旭川校

中小企業大学校旭川校 9月～10月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。

今回は、平成29年9月～10月に開講する研修講座の情報をご案内します。

カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。

お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.16 女性活躍のためのキャリアアップ講座

本研修では、管理者・リーダーとして求められるコミュニケーション能力や、コーチング・部下育成、業務マネジメントについて学ぶとともに、自社で実践できる女性リーダーとしての行動計画を考えて頂きます。

◆この研修のポイント

1. 「女性限定」の研修講座です。
2. 3日間で管理者・リーダーとして求められる幅広いスキルを学ぶことが出来ます。
3. 受講者からは、「社会人として必要な知識が得られた」、「会社に戻ったら即実践してみたい」、「すぐに後輩育成に役立つ」と好評の研修講座です。

◆実施期間 9月20日(水)～22日(金)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 Coaching Office RISE 代表

国際コーチ連盟プロフェッショナルコーチ・米国 GALLUP 認定ストレングスコーチ 田中 薫氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100024.html>

No.17 営業の基本と商談交渉の進め方

本研修では、営業部門の管理者・リーダーが押さえておくべき営業の基本と商談交渉力の向上について具体的事例や演習を交えながら学びます。

◆この研修のポイント

1. 営業という仕事に誇りを持って取り組めるようになるための第一歩となる研修講座です。
2. 営業職が担う業務範囲と業務知識を理解し、職務遂行能力の向上につなげます。
3. 社内の営業職を育成するポイントをつかみ、自社の営業力強化を図りたい方に最適な研修講座です。

◆実施期間 9月26日(火)～28日(木)

◆研修時間 21時間

◆対象者 新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社ジェニュインバリューコンサルティング 代表取締役 窪田 克彦氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100025.htm>

砂川市・中小企業大学校旭川校連携セミナーin 砂川

No.35 顧客の心に届くおもてなしサービス実践講座

本研修では、社員一人ひとりが顧客ニーズに合致したサービスを継続的に提供するための「おもてなしサービス」について学ぶとともに、顧客の心に届く接客・接遇について演習を交えて習得していただきます

◆カリキュラム概要

1. おもてなしとホスピタリティ、サービス、マナーの違いを理解する。
2. 顧客ニーズを効果的に聴くための会話力
3. 顧客の心に届く接客、接遇の技術

◆実施期間 9月15日(金) 1日間

◆研修時間 6時間

◆開催場所 砂川市地域交流センターゆう 大研修室(砂川市東3条北2丁目3-3)

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 16,000円(税込)

◆講師 キャリアコンサルタント 藤原 美江子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100920.html>

砂川市・中小企業大学校旭川校連携セミナーin 砂川

No.36 やる気と能力を引き出すリーダーシップ講座

本研修では、やる気と能力を引き出すリーダーシップのあり方と職場を活性化するリーダーシップ発揮のポイントを学びます。

◆カリキュラム概要

1. 求められる管理者の役割とリーダーシップ
2. チームメンバーを巻き込むコミュニケーション
3. 信頼関係を築くためのコミュニケーションスキル

◆実施期間 10月12日(木) 1日間

◆研修時間 6時間

◆開催場所 砂川市地域交流センターゆう 大研修室(砂川市東3条北2丁目3-3)

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 16,000円(税込)

◆講師 キャリアコンサルタント 藤原 美江子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100921.html>

No.19 コスト削減のための在庫管理
適正在庫管理に取り組み、利益創造の源泉となす

本研修では、より一層のコスト削減に取り組むために、必要なモノを必要なときに必要な量だけ提供できるような在庫を適正に管理する方法を学び、自社で在庫管理の適正化が図れるように在庫実務のスキルを身につけます。また自社課題演習を通じて、自社(担当部門)の在庫管理の問題点を明らかにするとともに、最適な在庫管理の仕組みづくりとして自社の在庫改善計画の策定に取り組みます。

◆この研修のポイント

1. 在庫管理が経営に与える影響を理解できます。
2. 事例と演習を通じて、在庫管理の進め方が身につきます。
3. 講師との個人面談を通じて、自社の在庫管理の問題点を明確にし、具体的な改善策の検討ができます。

◆実施期間 10月24日(火)～26日(木) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社湯浅コンサルティング コンサルタント 芝田 稔子氏
同上 コンサルタント 内田 明美子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100027.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>





中小企業・小規模事業者向けセミナーのご案内

～ 釧路で開催 ～ 【新規】 (中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成29年10月に釧路市で開講する無料セミナーの情報をご案内します。
お申し込みは、ファックスでお受けいたします。

小規模事業者向けセミナーin 釧路

組織のチカラを高めるビジネスコミュニケーション

女性リーダーのための印象管理戦略術

【無料セミナー】

本講座では女性リーダーとして活躍している方、これから活躍を期待されている方を対象とし、組織内でさらにパフォーマンスを発揮できるような自己表現方法を身につけます。またリーダーとして求められる印象管理方法について、実際にメイクアップ実習を交えながら理論的に理解し、即実践できるコツを習得します。組織のリーダーとして、内面・外見両側面から影響力を発揮できることを目指します。

- ◆開催日時 10月20日(金) 13時～17時
- ◆開催場所 釧路市観光国際交流センター 視聴覚室
- ◆受講対象者 中小企業・小規模企業の経営者・従業員、創業予定者 等 (女性限定)
- ◆受講料 **無料**
- ◆講師 キャリアコンサルタント 藤原 美江子氏
- ◆詳細は[小規模事業者向けセミナーin 釧路\(PDF ファイル : 873.7KB\)](#)をご参照ください

◆◇ ご案内 ◆◇

中小企業大学校の研修には、各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。
詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。
中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



能力開発セミナー（9-11月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

9-11月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実 施 時 期		訓 練 期 間		定 員
				内	外	昼	夜			日 数	時 間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	支援技術向上科	障がい者施設職員等スキル向上	札幌市	○		○		H29.10.5	H29.10.6	2	12	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	OA事務科	Word(初級+実践)	名寄市		○		○	H29.10.16	H29.10.20	5	15	15
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	経理科	日商簿記受験対策	網走市		○		○	H29.9.5	H29.11.17	21	42	10
	自動車整備科	1級小型自動車整備士受験対策	北見市	○			○	H29.9.20	H29.11.15	8	24	10
	観光ビジネス科	観光知識・観光英会話	遠軽町		○	○		H29.10.5	H29.10.26	4	16	15
	1級管工事科Ⅱ	施工管理技士実地受験対策	網走市		○		○	H29.10.2	H29.11.27	12	24	10
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	パワーポイント基礎	室蘭市	○			○	H29.9.25	H29.10.6	10	20	15
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	電気工事科Ⅱ	電気工事基礎	帯広市	○			○	H29.9.4	H29.9.28	10	20	20
	経理事務科	建設簿記概論	帯広市	○			○	H29.10.3	H29.10.26	10	20	15
	接客接遇科	顧客対応基礎	池田町		○		○	H29.10.16	H29.10.19	4	12	15
	電気工事科Ⅲ	電気工事応用	帯広市	○			○	H29.11.14	H29.11.30	7	14	20
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	電気工事科	第一種電気工事士試験対策	釧路市		○	○		H29.9.11	H29.11月上旬	10	80	20
	情報処理科	SNS基本講座	釧路市	○			○	H29.10中旬	H29.12中旬	15	30	10
	情報処理科	パソコン基礎講座	根室市		○		○	H29.10下旬	H29.12月上旬	15	30	10
北海道障害者職業能力開発校 0125-52-2774	コミュニケーション技術科	コミュニケーションスキルアップ	旭川市		○		○	H29.9.5	H29.9.22	6	12	10
	コミュニケーション技術科(手話通訳対応)	コミュニケーションスキルアップ	札幌市		○		○	H29.10.11	H29.11.15	6	12	10
	コミュニケーション技術科	コミュニケーションスキルアップ	旭川市		○		○	H29.10.20	H29.11.10	6	12	10

「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について

(北海道労働局・北海道・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員より高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

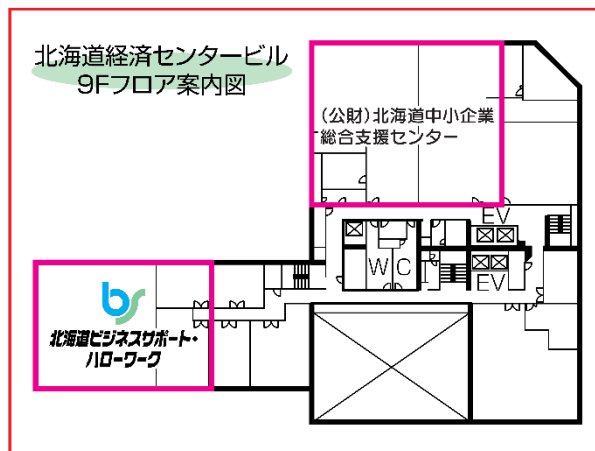
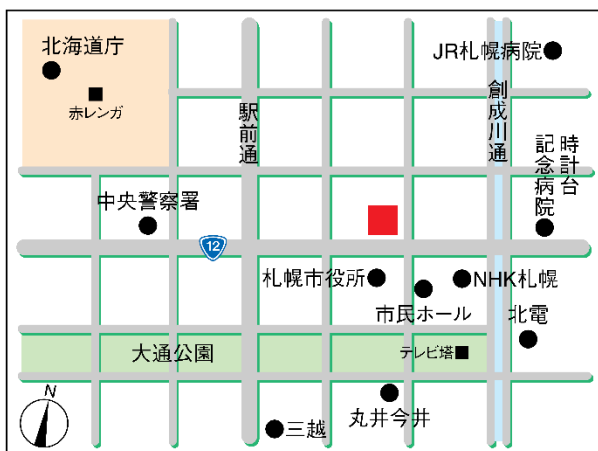
○助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



「情報モラル啓発セミナー in 北海道」を開催します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では「情報モラル啓発セミナー in 北海道」を開催します。

本セミナーでは、情報モラルの重要性を理解するため、人権に配慮した情報通信技術の活用について必要となる考え方や取り組み方法を事例とともにご説明します。

◆開催概要

【日時】平成 29 年 9 月 8 日(金)13:00～17:00

【場所】札幌全日空ホテル 3 階 鳳(札幌市中央区北 3 条西 1 丁目 2-9)

【定員】100 名(参加無料)

【対象】企業の経営者、管理者、実務担当者、インターネットを活用する人

※IT コーディネータ資格保有者には 4 時間 1 ポイント分を付与します

【主催】経済産業省中小企業庁、北海道経済産業局、(公財)ハイパーネットワーク社会研究所

◆プログラム

◇プレゼンテーション

ネット社会の脅威 あなたの会社の対策は？

◇講演

・企業に求められる情報モラルと人権・個人情報保護

講師:情報安全保障研究所 首席研究員 山崎 文明 氏

・人権に配慮したカラーユニバーサルデザインと情報アクセシビリティ

講師:NPO 法人北海道カラーユニバーサルデザイン機構 副理事長 栗田 マサキ 氏

◇パネルディスカッション

<パネリスト>

情報安全保障研究所 首席研究員 山崎 文明 氏

NPO 法人北海道カラーユニバーサルデザイン機構 副理事長 栗田 マサキ 氏

(公財)ハイパーネットワーク社会研究所 理事 青木 栄二

<モデレータ>

(公財)ハイパーネットワーク社会研究所 副所長 渡辺 律子

◆申込方法

申込方法等事業の詳細は、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20170810/index.htm>

申込締切:平成 29 年 9 月 7 日(木)

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線:2574~2576) FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

「日 EU・EPA 大枠合意についての概要説明会（鉱工業分野）」を開催します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省及び北海道経済産業局では、日 EU・EPA(経済連携協定)大枠合意についての概要説明会を開催します。

日 EU・EPA は、相互の企業にとってよりよいビジネス環境が整備され、同 EPA を積極的に活用することで、日本企業のビジネスチャンス拡大が期待されています。

◆**講演会概要**

【日時】平成 29 年 9 月 22 日(金)14:00～15:30

【場所】札幌第 1 合同庁舎 2 階講堂(札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1)

【定員】100 名(参加無料・先着順)

【対象】日 EU・EPA に関心のある企業、自治体、支援機関等

【主催】経済産業省、北海道経済産業局

◆**プログラム**

日 EU・EPA 大枠合意の意義、鉱工業分野における合意の概要について

説明者：経済産業省 通商政策局 経済連携課

◆**申込方法**

申込方法等、説明会の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokia/20170815/index.htm>

申込締切：平成 29 年 9 月 15 日（金）

◆**問い合わせ先**

経済産業省 北海道経済産業局 総務企画部国際課

TEL:011-709-2311(内線 2604～2606)

FAX:011-709-1798

E-mail:hokkaido-kokusai@meti.go.jp

「新・ダイバーシティ経営企業 100 選」及び「100 選プライム」（経済産業大臣表彰）の
公募を開始します【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省は「新・ダイバーシティ経営企業 100 選」、「100 選プライム（今年度新設）」の公募を開始します。

本表彰は、ダイバーシティ推進を経営成果に結びつけている企業の先進的な取組を選定・発信することにより、ダイバーシティ経営に取り組む企業の裾野拡大を目的としています。

※「ダイバーシティ経営」推進の意義

経済のグローバル化や少子高齢化が進む中で、我が国の企業競争力の強化を図るためには、女性・外国人・高齢者・チャレンジド(障がい者)を含め、一人一人が多様な能力を最大限発揮して価値創造に参画していくダイバーシティ経営の推進が、必要かつ有効な戦略です。

◆「新・ダイバーシティ経営企業 100 選」について

企業規模に関わらず、ダイバーシティ経営を実践し、成果を上げている企業は、全て表彰の対象です。

◆「100 選プライム」について（新設）

過去に 100 選及び新 100 選を受賞しており、中長期的な企業の付加価値を生み出し続ける企業経営(メカニズム)として「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン 実践のための 7 つのアクション」を実践している企業が対象です。

なお、過去に受賞していない企業については、本年度の新 100 選との同時エントリーも可能です。

◆募集期間

平成 29 年 7 月 14 日(金)～9 月 13 日(水)17:00 必着(受付は郵送のみ)

◆応募方法

応募方法等、事業の詳細は以下のウェブサイトでご確認ください。

新・ダイバーシティ経営企業 100 選／100 選プライム(公式ウェブサイト)

【URL】 <http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/kigyo100sen/>

◆応募に関する問い合わせ先

新・ダイバーシティ経営企業 100 選／100 選プライム事務局(PwC コンサルティング合同会社)

受付時間:平日 10:00～17:30(土・日・祝ならびに 12/28～1/3 除く)

TEL:03-6250-1200(担当:千葉、千賀、高篠、林、松原)

E-mail: JP_Cons_100sen@pwc.com

平成 29 年度「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました

～ 6 月から 9 月は夏季の省エネキャンペーン ～

(北海道経済産業局)

6 月から 9 月において夏季の省エネルギーの取組を促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議(事務局:経済産業省)が開催され、平成 29 年度の「夏季の省エネルギーの取組について」が 5 月 29 日に決定しました。

本取組は、省エネルギーに関する国民運動の展開、産業界等への周知・協力要請及び政府自らの行動について定めたものです。

つきましては、無理のない範囲で省エネルギーへの取組の実践についてご理解、ご協力をお願いいたします。

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、省エネルギー・省資源対策を総合的かつ効率的に推進するため、毎年、エネルギー消費が増加する夏と冬が始まる前に開催されています。

平成 29 年度の「夏季の省エネルギーの取組について」は、政府自らが率先して行動するとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進する内容になっています。

なお、当局でも省エネルギー・節電の観点から執務室の空調管理の徹底、照度の削減等を励行しています。

詳細については当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/summer17/index.htm>

◆参考

◇2017 年度夏季の電力需給対策について(首相官邸のウェブサイト)

【URL】http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/

◇産業界向け:「節電・省エネ事例／電力ピーク対策”虎の巻”」

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/setsuden/index.htm>

◇家庭向け:実践!おうちで省エネ(スマホアプリ・冊子)

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/ouchi/index.htm>

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか
 ～「公共施設見学ツアー」の取組に参加いただける旅行会社を募集しています～
“この度、見学メニューに新たに3つの工事現場を追加しました”

(北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、観光産業の振興や地域の活性化を目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」という取組を行っています。現在、平成 29 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。

募集型ツアー、受注型ツアー(修学旅行、社員旅行、町内会旅行等)を問わず、公共施設の見学を取り入れたツアーの企画について、是非ご検討ください。

- ◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただきます。
 施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で、普段は公開していないエリアをご覧いただいています。(無償対応)
- ◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧いただき、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

- ◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/u23dsn0000001f6f.html>

- ◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。赤字が今回追加した施設となっています。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設(川の博物館)(石狩市)、千歳川遊水地群(舞鶴遊水地)(長沼町)、滝川地区地域防災施設(川の科学館)(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、夕張シューパロダム(夕張市)、漁川ダム(恵庭市)、定山溪ダム(札幌市)、豊平峡ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、小樽港(みなとの資料コーナー)(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市及び厚真町)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、国道 228 号 函館・江差自動車道 茂辺地木古内道路工事(渡島トンネル)(北斗市ほか)

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、金山ダム(南富良野町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(士別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、国道 237 号 旭川十勝道路 富良野道路工事(富良野市)

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 273 号三国峠(上士幌町)、釧路港(国際バルク戦略港湾)(釧路市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)、国道 38 号・44 号 釧路外環状道路工事(釧路町)

- ◆問い合わせ先 平成 29 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【公共施設見学ツアーの例】



〈白鳥大橋主塔から〉



〈豊平峡ダム観光放流見学〉



〈樽前山砂防施設〉



〈滝里ダム監査廊見学〉

平成29年度「手づくり郷土賞」募集 締切迫る
～個性的で魅力ある郷土づくりを応援します～

(北海道開発局)

「手づくり郷土(ふるさと)賞」は昭和61年度に創設され、今年度で32回目を迎える国土交通大臣表彰です。同賞は、地域づくり活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。締切期限が近づいてまいりました。地域づくりに取り組む活動団体、地方公共団体のみなさまのご応募をお待ちしております。

■応募者の資格

地域の社会資本(※)を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体で、または社会資本を管理する地方公共団体(都道府県、市区町村)と共同で応募するものとします。
※原則として、国土交通省が所管する社会資本で、地方公共団体等が整備・管理するものも含まれます。

■表彰部門

手づくり郷土(ふるさと)賞は、以下の2部門について、募集を行っています。

(1) 手づくり郷土(ふるさと)賞(一般部門)

地域の魅力や個性を生み出している社会資本及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果を対象とします。

(2) 手づくり郷土(ふるさと)賞(大賞部門)

これまでに「手づくり郷土(ふるさと)賞」を受賞したもののうち一層の発展があったもの。

受賞団体決定後、東京都内において、受賞団体によるプレゼンテーションなど活動の発表会(交流会)を予定しております(平成30年1月～2月頃)。発表会では、受賞団体の中から各部門のグランプリを選出します。会場までの交通費等は1団体につき2名様分までご用意する予定です。

■募集期間

平成29年9月1日(金)まで ※消印有効

■応募方法

応募資料(応募用紙、参考資料)を北海道開発局に提出

※応募要領、応募資料については、北海道開発局ホームページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/ud49g700000001s9.html>

■問い合わせ先(応募資料提出先)

北海道開発局開発監理部開発調整課 Tel(011)709-2311(内 5470) 札幌市北区北8条西2丁目

昨年の受賞案件(北海道内): 奇跡の湿原を次世代へ～キウシト湿原の保全と活用～

住宅地の中にありながら奇跡的に開発されずに残り、貴重な動植物が多数生息するキウシト湿原。

市、市民、専門家と協働で湿原の保全・再生に取り組み、生態系が回復。

市内外から来園者が増加しており、新たな観光スポットとして地域に波及効果をもたらせています。

●活動主体 特定非営利活動法人 キウシト湿原・登別



大人気のホタル鑑賞会

北海道コンベンション誘致促進助成金のご案内

(北海道)

道では、北海道内で開催される予定のコンベンション主催者を対象とした助成金制度をご用意しております。北海道でのコンベンション開催をご検討いただく際、助成の対象となる場合がありますので、ぜひご相談ください。

◆制度概要

1 助成の対象となるコンベンション

北海道内で開催される予定のコンベンションで、以下に該当するものが対象となります。

2日間以上にわたって開催されるコンベンション(学会、総会、会議、見本市・展示会等)のうち、

・北海道外(外国を含む。)からの参加者が全体の2分の1以上

かつ

・開催される市町村またはコンベンションビューロー等(以下「関係市町村等」という。)から助成金等が交付されるもの

であって、次のいずれかに該当するもの

ア 参加者が300人以上であり、かつ、そのうち外国からの参加者が50人以上の規模で開催される国際的なコンベンション

イ 参加者が1,000人以上の規模で開催される全国的なコンベンション

※ 参加者には、展示会などの一般来場者は除きます。

※ 次のいずれかに該当するものは、助成の対象となりません。

・道の他の補助金等の交付を受けるもの

・営利又は収益を目的としているもの

・あらかじめ定められた開催順序に従って開催されるもの

・主催者が国または地方公共団体

・主催者が宗教団体または政治団体(共催の場合も含む。)

・その他適当でないと認めるもの

2 助成額及び助成対象経費

助成金の限度額は、次のとおりです。ただし、関係市町村等からの助成金等の額を超えることはできません。

○助成額

上記「1 助成の対象となるコンベンション」の区分により金額が異なります。

道外からの参加が1/2以上(必須条件) かつ 関係市町村等からの助成が上限

参加者	助成限度
・全体参加300人以上 かつ 外国参加者が50人以上	300万円
・全体参加1000人以上1500人未満	100万円
・全体参加1500人以上2000人未満	200万円
・全体参加2000人以上	300万円

○助成対象経費

宣伝費、会場借上費、設営費、印刷製本費等

※ 参加者の飲食を伴う懇親会などの経費は助成対象となりません。

3 申請手続きについて

再来年度以降開催のコンベンションについて、申請をすることができます。

(平成 29(2017)年度の受理は、平成 31(2019)年度4月以降開催分となります)

申請にあたっては、関係市町村等を経由して行うこととなりますので、まずは、開催市町村等へご相談ください。

◆問い合わせ先：北海道 経済部 観光局 国際観光グループ(TEL 011-204-5305)

平成 29 年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の募集を開始しました

(北海道)

道では「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、平成14年度から省エネルギーの促進と新エネルギーの開発・導入の促進に関して、顕著な功績のある個人・団体を対象に、標記表彰制度を実施しています。

今年度も省エネルギー機器の導入や新エネルギー利用設備及び技術の開発、省エネルギー・新エネルギーに関する普及啓発活動等で、優れた成果をあげた取組を募集しますので、ぜひご応募ください。

◆募集内容

○省エネルギー部門

省エネルギー機器の導入やエネルギー効率の向上、エネルギー消費量の削減(節電を含む)などで優れた成果をあげたものや、省エネルギーの促進に関する普及啓発活動等を実施し、省エネルギー意識の向上に高い効果があったと認められるものを募集します。

○新エネルギー部門

新エネルギーの先進的導入、新エネルギー利用設備及び技術の開発、普及啓発活動等を行い、今後の新エネルギー導入の先例となり、波及効果が高いと認められるものを募集します。

◆応募資格

- ・道内に居住する個人、道内に主たる事業所又は事業所を有する法人(非営利法人を含む)、道内に所在する団体(任意団体を含む)及び市町村
- ・過去3年間に環境関連の法令等の違反を事由として行政処分を受けていないこと

◆応募方法

○自薦、他薦は問いません。

○応募書類

所定の応募用紙に詳細のわかる写真・パンフレット等を添付して、郵送又は持参により5部提出してください。(推薦の場合は、推薦理由を付記してください。)

○応募期間

平成29年6月1日(木)から8月25日(金)まで(郵送の場合は必着)

◆ホームページURL

- ・応募用紙などは、以下ホームページからダウンロードしてください。
- また、過去の受賞者や取組事例も、同ホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyo-bosyu.htm>

◆表彰等

- ・審査により、各部門で特に優秀と認められるものを「省エネルギー部門大賞」、「省エネルギー部門奨励賞」、「新エネルギー部門大賞」、「新エネルギー部門奨励賞」として表彰し、賞状を贈呈します。
- ・道のホームページや道のイベント内で取組を公表するなど、積極的に PR するほか、表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業によるPR支援を行います。
- ・受賞者については、「北海道グリーン・ビズ認定制度」特別枠で認定され、「シンボルマークの使用」や「金融機関での優遇措置(金融機関所定の審査があります。)」のメリットがあります。

◆提出先・問い合わせ先

北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室 省エネ・新エネグループ(担当: 広田)

住 所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話 011-231-4111 内線26-157

FAX 011-222-5975

E-mail hirota.katsuhiko@pref.hokkaido.lg.jp